

議案第 3 8 号	三田市高齢者保健福祉計画及び三田市介護保険事業計画の改定について
介護保険課	三田市高齢者保健福祉計画及び三田市介護保険事業計画を改定するに当たり、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>高齢者保健福祉計画は、老人福祉法（第 20 条の 8）、介護保険事業計画は、介護保険法（第 116 条）に規定する基本指針に即し、同法（第 117 条）に基づき策定する。</p> <p>【計画の基本理念】 みんながともに輝き、安心して生活できるまち・三田</p> <p>【計画期間】 平成 2 7 ～ 2 9 年度の 3 年間</p>	